

NEW!!

解体・建替えの助成制度を使ってみませんか？

千住西地区に防災街区整備地区計画が導入されると、これまでの解体助成（最大 210 万円）に加え、建替えの場合は、設計・監理費の助成（最大 **70 万円**）が増額されます。いずれも条件がありますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。



防災生活道路沿道は、別途助成や補償制度がございます。詳しくは西部地域整備係までお問い合わせください。本助成制度は 2020 年度で終了予定の為、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

足立区 都市建設部 市街地整備室 密集地域整備課 不燃化特区推進係

Tel 03-3880-6269 (直通) メール:missyu-seibi@city.adachi.tokyo.jp

地震による電気火災対策を！

～感震ブレーカー設置で地震時に電気を自動 OFF！！～

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震時に警報を発生し、自動でブレーカーを落とす**火災防止の器具**です。千住西地区の**昭和 56 年 5 月以前**に建築された**木造 2 階建て住宅**にお住まいの方には感震ブレーカーの設置に係る工事費用の一部が助成されます。助成金額は設置器具などにより異なりますので、助成対象・内容についての詳細は、下記までお問い合わせください。



出展：日本火災学会誌 / 内閣府 感震ブレーカー普及啓発用資料

お問い合わせ

足立区 都市建設部 建築室 建築安全課 建築防災係

Tel 03-3880-5317 (直通) メール:kenchiku-anzen@city.adachi.tokyo.jp

お問い合わせ

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階
都市建設部 市街地整備室 密集地域整備課 西部地域整備係 担当：上野、中村
電話：03(3880)5181(直通) FAX：03(3880)5605
メール：missyu-seibi@city.adachi.tokyo.jp



千住西地区

第 5 号

令和元年 6 月

SENJU-WEST TOWN PLANNING

まちづくりニュース



災害に強いまちを目指して

地区計画をつくりまします

令和元年 6 月 3 日(月)～17 日(月)

縦覧及び意見書の提出ができます

千住西地区では、これまで区民の方と、災害に強いまちづくりを目指して、勉強会や協議会を行ってきました。今年 3 月 15 日に開催した説明会等でご意見を頂き、地区計画(案)¹を作成しました。上記日程で縦覧^{2,3}いたします。縦覧・意見書の提出場所・時間、意見書を提出できる方は下記の通りです。



【場所】 足立区 都市建設部 都市計画課 (足立区中央本町 1-17-1 区役所北館 4 階)

【時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日を除く)

【意見書を提出できる方】

足立区に「お住まいの方」または千住西地区に「土地若しくは建物を所有している方」等
形式は問いません、郵送・メールも可能です。意見書には氏名・住所を明記してください。

電話：03-3880-5280 Email：tosikeikaku@city.adachi.tokyo.jp

¹地区計画の内容はニュース 3 号でも閲覧できます <https://www.city.adachi.tokyo.jp/misshu/documents/3gou.pdf>

²地区計画(案)について自由にご覧いただける機会のことです

³縦覧は足立区ホームページでも可能です <http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/anjuran1906.html>



防災街区整備地区計画（原案）説明会を開催しました

説明会

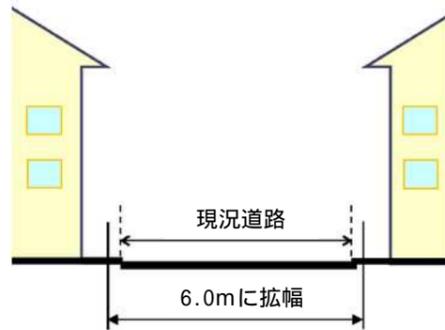
Q&A ダイジェスト

2019年3月15日（金）に千寿双葉小学校の体育館で開催し、79名の方々にご出席いただきました。ありがとうございました。

Q1 防災生活道路は、なぜ幅6mが必要なのでしょう？

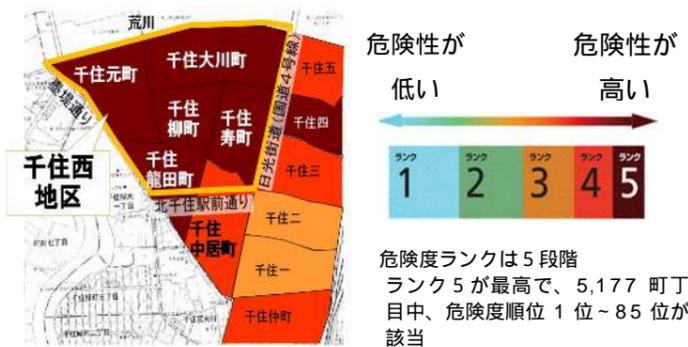
A1 現状4m以上ある道路は、通常であれば消防車等の緊急車両が通行可能ですが、地震などの災害時には、破損した家屋の一部などで道路が埋まってしまうことが想定されます。実際、阪神淡路大震災時においても、6m以上の道路が救援活動に大きな役割を果たしています。これらのことから、6m以上の道路を整備（防災生活道路と呼

びます）することは、災害時において常に有効な手段であると考えられています。



Q2 なぜ千住西地区が対象なのでしょう？

A2 東京都の地震に関する地域危険度調査によると、都内約5200箇所の町丁目のうち、千住柳町が2位、千住大川町が4位、千住元町が10位と千住西地区は危険度が非常に高いためです。



Q3 震災時に、駐車場では火災は発生しないのでしょうか？

A3 地震時に車は自然発火しませんが、倒壊した家屋の下敷きになった衝撃による火花で発火することがあります。このようなことから、防災まちづくりの取組みから見れば、駐車場周囲にあ

る家屋の不燃化・耐震化が重要であると考えられます。また、足立区は不燃化・耐震化の助成制度を設けておりますので是非ご相談ください。

Q4 防災生活道路の沿道では、なぜ高さが5m、間口率7割以上なのでしょう？

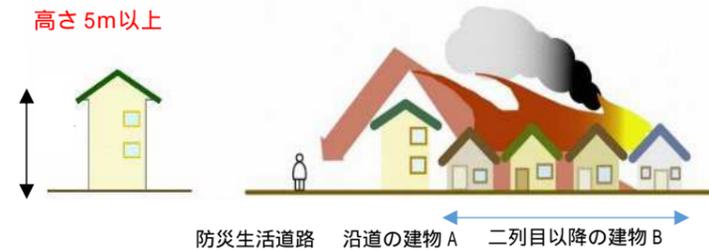
A4 せっかく道路を6mに整備しても、救援や避難に活用する前に火災が道路を塞いでしまえば意味がありません。そこで、耐火性のある建物の高さと同口率（下記参照）の最低限度を定めて、道路と建物が一体となって延焼を防止する必要があります。

【高さについて】

防災生活道路を火災から守るため、沿道の建物（A）の高さを5m以上とします。道路から二列目以降の建物（B）の火災による熱を遮断する効果があり、燃えやすい建物は2階建以下であることから、それ以上の高さとなるよう5mという基準を定めています。



説明会の様子



【間口率について】

間口率とは建物の間口（A）と道路に接した敷地の長さ（B）の割合です（右図参照）。防災生活道路を火災から守るため、沿道建物の間口率を7割以上とします。延焼シミュレーションの結果、間口率は7割～9割で道路への延焼防止効果を発揮したとされています。千住西地区では可能な限り自由な建築計画が行えるよう、7割以上の間口率を設定しました。

